

調整方針修正案(第1回住民生活小委員会)

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目			方針 調整内容	方針 調整内容					
	小項目		方針 時期							方針 時期
	細項目									
1	02 市町村の計画	統合 (一本化)	1 合併後、釧路市の計画を基に新市の全行政区域を対象とした環境基本計画を策定する。	同左	同左			環境	25-06	
	03 地域計画の状況			同左						
	05 環境部門			経過措置 3年程度						
	01 環境基本計画									
2	02 市町村の計画	統合 (一本化)	1 京都議定書に基づく削減の約束期間は、2008年(平成20年)から始まることとなるため、合併後、新市における計画を策定する。	同左	1 京都議定書に基づく削減の約束期間は、2008年(平成20年)から始まることとなるため、合併後、釧路市の計画を基本に新市における計画を策定する。	1の記述中、「釧路市の計画を基本に」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	環境	25-06	
	03 地域計画の状況			同左						
	05 環境部門			経過措置 3年程度						
	02 地球温暖化防止実行計画(法定)									
3	02 市町村の計画	その他	1 「ローカルアジェンダ21」等のその他計画は、策定予定であるが現在実体がないことから調整不要とする。	同左	同左			環境		
	03 地域計画の状況									
	05 環境部門									
	03 その他の計画									
4	06 税務	その他	1 税目別6市町村税収入状況データのため調整不要とする。	同左	1 税目別市町税収入状況データのため調整不要とする。	1の記述中、「6市町村」を「市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	税務		
	01 市町村税の状況									
	01 税収入の状況									
	01 税目別(総括表)									
5	06 税務	その他	1 市町村税収入状況データのため調整不要とする。	同左	1 市町税収入状況データのため調整不要とする。	1の記述中、「市町村税」を「市町税」に修正	鶴居村離脱による	税務		
	01 市町村税の状況									
	01 税収入の状況									
	02 市町村税(市町村別総括表)									
6	06 税務	その他	1 市町村民税収入状況データのため調整不要とする。	同左	1 市町村民税収入状況データのため調整不要とする。	1の記述中、「市町村民税」を「市町民税」に修正	鶴居村離脱による	税務		
	01 市町村税の状況									
	01 税収入の状況									
	03 市町村税(個人・法人)									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
7	06 税務	その他	1 固定資産税収入状況データのため調整不要とする。	同左	同左			税務			
	01 市町村税の状況										
	01 税収入の状況										
	04 固定資産税										
8	06 税務	その他	1 軽自動車税収入状況データのため調整不要とする。	同左	同左			税務			
	01 市町村税の状況										
	01 税収入の状況										
	05 軽自動車税										
9	06 税務	その他	1 市町村たばこ税収入状況データのため調整不要とする。	同左	1 市町村たばこ税収入状況データのため調整不要とする。	1の記述中、「市町村」 を「市町」に修正	鶴居村離脱による	税務			
	01 市町村税の状況										
	01 税収入の状況										
	06 市町村たばこ税										
10	06 税務	その他	1 特別土地保有税収入状況データのため調整不要とする。	同左	同左			税務			
	01 市町村税の状況										
	01 税収入の状況										
	07 特別土地保有税										
11	06 税務	その他	1 入湯税収入状況データのため調整不要とする。	同左	同左			税務			
	01 市町村税の状況										
	01 税収入の状況										
	08 入湯税										
12	06 税務	その他	1 都市計画税収入状況データのため調整不要とする。	同左	同左			税務			
	01 市町村税の状況										
	01 税収入の状況										
	09 都市計画税										
13	06 税務	その他	1 鉱産税収入状況データのため調整不要とする。	同左	同左			税務			
	01 市町村税の状況										
	01 税収入の状況										
	10 鉱産税										

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目			方針	調整内容						
	小項目									方針	調整内容
	細項目										
14	06 税務	統合 (一本化)	1 税証明手数料は、釧路市の制度に一本化し、新市へ引き継ぐ(釧路市が平均的金額)。ただし住宅家屋証明については、6市町村金額に大きな違いがあるため平均的金額の白糠町(700円)に一本化する。	同左	1 税証明手数料は、釧路市の制度に一本化し、新市へ引き継ぐ(釧路市が平均的金額)。ただし住宅家屋証明については、4市町金額に大きな違いがあるため平均的金額の白糠町(700円)に一本化する。	1の記述中、「6市町村」を「4市町の」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	税務	19		
	01 市町村税の状況	合併時		同左							
	01 税収入の状況										
	11 使用料、手数料										
15	06 税務	統合 (一本化)	1 個人市町村民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、合併特例法第10条の規定を適用し、現行の税率を採用する。	同左	1 個人市町村民税は、標準税率を採用する。	調整時期の「経過措置5年程度」を「合併時」に修正	については、平成16年度の制度改正により税率が一元化されたため	税務	08		
	01 市町村税の状況	経過措置 5年程度		合併時							
	02 個人市町村税制の状況										
	01 個人市町村税										
16	06 税務	統合 (一本化)	1 課税収納管理については、6市町村とも地方税法及び条例に基づき取り扱いを行っているが入力事務、納付書印刷時期、発送時期に相違があり、調整し釧路市の制度に一本化を図ることとする。但し、事前準備作業が必要であり合併年度の実施は困難なため1年程度経過措置として現行のまま新市へ引き継ぐものとする。	同左	1 課税収納管理については、地方税法及び条例に基づき取り扱いを行っているが入力事務、納付書印刷時期、発送時期に相違があり、調整し釧路市の制度に一本化を図ることとする。但し、事前準備作業が必要であり合併年度の実施は困難なため1年程度経過措置として現行のまま新市へ引き継ぐものとする。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24		
	01 市町村税の状況	経過措置 1年程度		同左							
	02 個人市町村税制の状況										
	02 収納管理(「課税収納管理について」の「課税」と「について」を削除)										
17	06 税務	統合 (同一内容)	1 合併後、税務署と協議(会場場所・期間・受付対象範囲)を行う。	同左	同左			税務	25-24		
	01 市町村税の状況	合併時		同左							
	02 個人市町村税制の状況										
	03 確定申告の方法について、公示送達について										
18	06 税務	その他	1 減免の取扱いについては、地方税法及び条例に基づいて定めているが6市町村の取扱いに相違があるので合併時に釧路市の制度に統合・一本化を図り新市に引き継ぐものとする。(減免対象者・申請期間について、統一性を持たせる) 2 非課税の取扱いについては、統合・同一内容(合併時)とする。	同左	1 減免の取扱いについては、地方税法及び条例に基づいて定めているが取扱いに相違があるので合併時に釧路市の制度に統合・一本化を図り新市に引き継ぐものとする。(減免対象者・申請期間について、統一性を持たせる) 2 非課税の取扱いについては、統合・同一内容(合併時)とする。	1の記述中、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08		
	01 市町村税の状況										
	02 個人市町村税制の状況										
	04 減免、非課税の取り扱い(「非課税法人」の「法人」を削除)										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議			変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期	時期				
	細項目										
19	06 税務	統合 (一本化)	1 未申告者の取り扱いについては、6市町村とも地方税法及び条例に基づいて定めているが取扱いに相違があることから釧路市の制度に一本化を図り新市に引き継ぐ。	同左	1 未申告者の取り扱いについては、地方税法及び条例に基づいて定めているが取扱いに相違があることから釧路市の制度に一本化を図り新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08		
	01 市町村税の状況	合併時		同左							
	02 個人市町村税制の状況										
	05 未(無)申告者(法人)の取り扱い(「取り扱いについて」の「について」を削除)										
20	06 税務	統合 (一本化)	1 法人市町村税については、一部に差異があるが、地域の特殊性に配慮(3年程度)しながら、制限税率を採用している音別町以外の市町村の税率を採用する。	同左	1 法人市町税については、一部に差異があるが、地域の特殊性に配慮(3年程度)しながら、制限税率を採用している音別町以外の市町村の税率を採用する。	1の記述中、「法人市町村税」を「法人市町税」に、「市町村」を「市町」に修正	鶴居村離脱による	税務	08		
	01 市町村税の状況	合併時		同左							
	03 法人市町村税制の状況										
	01 法人市町村税										
21	06 税務	統合 (一本化)	1 休業法人の取扱いについては、6市町村とも地方税法及び条例に基づいて定めているが受付時期に相違があることから釧路市の制度に一本化を図り新市に引き継ぐ。	同左	1 休業法人の取扱いについては、地方税法及び条例に基づいて定めているが受付時期に相違があることから釧路市の制度に一本化を図り新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08		
	01 市町村税の状況	合併時		同左							
	03 法人市町村税制の状況										
	02 休業法人の取り扱い										
22	06 税務	その他	1 減免の取扱いについては、地方税法及び条例に基づいて定めているが6市町村の内容に相違があり調整し合併時に統合・一本化を図り新市に引き継ぐものとする(減免対象者・申告書の受付時期について、統一性をもたせる)。 2 非課税の取扱いについては、統合・同一内容(合併時)とする。	同左	1 減免の取扱いについては、地方税法及び条例に基づいて定めているが内容に相違があり調整し、合併時に統合・一本化を図り新市に引き継ぐものとする(減免対象者・申告書の受付時期について、統一性をもたせる)。 2 非課税の取扱いについては、統合・同一内容(合併時)とする。	1の記述中、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08		
	01 市町村税の状況										
	03 法人市町村税制の状況										
	03 減免、非課税法人の取り扱い										
23	06 税務	統合 (一本化)	1 収納管理については、釧路市の制度に一本化を図るが事前準備作業が必要であり合併年度の実施は困難なため1年程度経過措置として現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			税務	25-24		
	01 市町村税の状況	経過措置 1年程度		同左							
	03 法人市町村税制の状況										
	04 収納管理										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
24	06 税務	統合 (一本化)	1 申告書・納付書の発送については、6市町村の発送時期に相違があり釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	1 申告書・納付書の発送については、発送時期に相違があり釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24		
	01 市町村税の状況			同左							
	03 法人市町村税制の状況	合併時									
	05 申告書の発送										
25	06 税務	統合 (一本化)	1 法人設立届、申告書保管については、6市町村とも地方税法及び条例に基づいて定めているが設立届の受付時期に相違があり釧路市の制度に一本化を図り新市に引き継ぐ。	同左	1 法人設立届、申告書保管については、地方税法及び条例に基づいて定めているが設立届の受付時期に相違があり釧路市の制度に一本化を図り新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24		
	01 市町村税の状況			同左							
	03 法人市町村税制の状況	合併時									
	06 法人設立届、申告書保管										
26	06 税務	統合 (同一内容)	1 固定資産税(土地・家屋・償却資産)については、6市町村標準税率(1.4%)を適用しており、現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 固定資産税(土地・家屋・償却資産)については、標準税率(1.4%)を適用しており、現行のまま新市へ引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08		
	01 市町村税の状況			同左							
	04 固定資産税制の状況	合併時									
	01 固定資産税										
27	06 税務	統合 (一本化)	1 帳票管理については、電磁化保管・保存で釧路市の制度に一本化を図るが事前準備作業が必要であり合併年度の実施は困難なため1年程度経過措置として現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			税務	25-24		
	01 市町村税の状況			同左							
	04 固定資産税制の状況	経過措置 1年程度									
	02 固定資産税帳票管理										
28	06 税務	統合 (一本化)	1 入力事務については、釧路市のシステムに統一を図るが事前準備作業が必要であること、また平成18年度が評価替え実施年度であることから評価替え作業と固定資産入力事務の並行作業は困難なため2年程度経過措置として現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			税務	25-24		
	01 市町村税の状況			同左							
	04 固定資産税制の状況	経過措置 2年程度									
	03 固定資産税入力事務										
29	06 税務	統合 (同一内容)	1 土地鑑定評価事務については、平成19年度実施事務となるため新市での調整とする。合併時は、6市町村とも地方税法に基づき行っており同一内容であるため現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 土地鑑定評価事務については、平成19年度実施事務となるため新市での調整とする。地方税法に基づき行っており同一内容であるため現行のまま新市へ引き継ぐ。	1の記述中、「合併時は、6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24		
	01 市町村税の状況			同左							
	04 固定資産税制の状況	合併時									
	04 土地鑑定評価事務										

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目			方針 調整内容	方針 調整内容					
	小項目		方針 時期							方針 時期
	細項目									
30	06 税務	統合 (一本化)	1 減免・非課税法人の取扱いについては、6市町村とも地方税法及び条例に基づいて定めているが申請書の受付時期に相違があり釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	1 減免・非課税法人の取扱いについては、地方税法及び条例に基づいて定めているが申請書の受付時期に相違があり釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08	
	01 市町村税の状況			同左						
	04 固定資産税制の状況	合併時								
	05 減免、非課税法人の取扱い									
31	06 税務	統合 (同一内容)	1 固定資産税土地鑑定評価事務(時点修正)については、北海道地価調査(7月1日)の下落状況・不動産鑑定士の下落状況意見聴収などの原因から時点修正の判断が必要になり6市町村同一内容であることから現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 固定資産税土地鑑定評価事務(時点修正)については、北海道地価調査(7月1日)の下落状況・不動産鑑定士の下落状況意見聴収などの原因から時点修正の判断が必要になり、同一内容であることから現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24	
	01 市町村税の状況			同左						
	04 固定資産税制の状況	合併時								
	06 固定資産税土地鑑定評価事務(時点修正)									
32	06 税務	統合 (一本化)	1 電算システムについては、釧路市の制度に統一を図るが現行の業務全てを合併時に実施することは困難であり合併時に実施すべき内容を別途検討し1・2年程度の経過措置として現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			税務	25-01	
	01 市町村税の状況			同左						
	04 固定資産税制の状況	経過措置 1・2年程度								
	07 固定資産税電算システム									
33	06 税務	統合 (一本化)	1 固定資産税賦課、減免等については、6市町村とも地方税法及び条例に基づいて定めているが時期・範囲等の取扱いに相違があり調整し釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	1 固定資産税賦課、減免等については、地方税法及び条例に基づいて定めているが時期・範囲等の取扱いに相違があり調整し釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08	
	01 市町村税の状況			同左						
	04 固定資産税制の状況	合併時								
	08 固定資産税賦課、減免等									
34	06 税務	統合 (同一内容)	1 6市町村が利用している地籍図・公図を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 地籍図・公図を現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村が利用している」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24	
	01 市町村税の状況			同左						
	04 固定資産税制の状況	合併時								
	09 地籍図、公図の作成									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
35	06 税務	統合 (同一内容)	1 地番図の作成については、6市町村が利用している地番図(現状図)を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 地番図の作成については、地番図(現状図)を現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村が利用している」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24		
	01 市町村税の状況			同左							
	04 固定資産税制の状況	合併時									
	10 地番図の作成										
36	06 税務	統合 (同一内容)	1 公図修正については、6市町村とも課税評価業務に利用しているため現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 公図修正については、課税評価業務に利用しているため現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24		
	01 市町村税の状況			同左							
	04 固定資産税制の状況	合併時									
	11 公図修正										
37	06 税務	統合 (一本化)	1 縦覧事務については、6市町村とも地方税法及び条例に基づいて行っているが、縦覧期間に相違があり釧路市の制度に一本化し新市へ引き継ぐ。縦覧場所については、現行のままとする。	同左	1 縦覧事務については、地方税法及び条例に基づいて行っているが、縦覧期間に相違があり釧路市の制度に一本化し新市へ引き継ぐ。縦覧場所については、現行のままとする。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24		
	01 市町村税の状況			同左							
	04 固定資産税制の状況	合併時									
	12 縦覧事務										
38	06 税務	統合 (同一内容)	1 6市町村とも同一内容であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 同一内容であり、現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24		
	01 市町村税の状況			同左							
	04 固定資産税制の状況	合併時									
	13 国有資産等所在地市町村交付金										
39	06 税務	統合 (同一内容)	1 現在、課税されている釧路市・釧路町については、現行のまま新市へ引き継ぐ。なお、新たに都市計画税を賦課する場合には、都市計画区域の指定が前提となるので、新市において都市計画区域のあり方について検討することが必要である。	統合 (一本化)	1 現在、課税されている釧路市については、現行のまま新市へ引き継ぐ。なお、新たに都市計画税を賦課する場合には、都市計画区域の指定が前提となるので、新市において都市計画区域のあり方について検討することが必要である	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正 1の記述中、「・釧路町」を削除	については、釧路町離脱により、釧路市のみ制度に一本化となるため については、釧路町離脱による	税務	08		
	01 市町村税の状況			同左							
	04 固定資産税制の状況	合併時									
	15 都市計画税										
40	06 税務	統合 (一本化)	1 平成15年度税制改正において「課税停止」が創設されたが、事務整理が残っていることから統合とする。	同左	同左			税務	08		
	01 市町村税の状況			同左							
	04 固定資産税制の状況	合併時									
	16 特別土地保有税										

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目			方針 時期	調整内容					
	小項目		方針							調整内容
	細項目									
41	06 税務	その他	1 地方税法の改正により、特別土地保有税審議会の設置が廃止されているので調整不要とする。	同左	同左			税務		
	01 市町村税の状況									
	04 固定資産税制の状況									
	17 特別土地保有税審議会									
42	06 税務	統合 (同一内容)	1 減免・非課税については、事務整理が残っており6市町村とも同一内容であることから現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 減免・非課税については、事務整理が残っており同一内容であることから現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08	
	01 市町村税の状況									
	04 固定資産税制の状況	合併時								
	18 特別土地保有税減免、非課税法人の取り扱い									
43	06 税務	統合 (一本化)	1 土地評価システム委託事務については、6市町村の委託事務内容に違いがあること、平成18年度実施の評価替えは現行システムによる適正な価格に至る一連の評価手順確立と6市町村との境における価格の均衡を図る調整をすることになることから統合・一本化は2年程度の経過措置として現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 土地評価システム委託事務については、4市町の委託事務内容に違いがあること、平成18年度実施の評価替えは現行システムによる適正な価格に至る一連の評価手順確立と4市町との境における価格の均衡を図る調整をすることになることから現行のまま新市へ引き継ぐが、2年程度の経過措置をもって釧路市の例により統合する。	1の記述中、「6市町村」を「4市町」に2箇所修正	については、釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-01	
	01 市町村税の状況									
	04 固定資産税制の状況	経過措置 2年程度								
	19 土地評価システム委託事務									
44	06 税務	統合 (一本化)	1 固定資産税価格決定については、課税の公平・適正の観点から統一の考えで釧路市の制度に一本化し新市へ引き継ぐが経過措置5年程度を必要とする。 (1) 在来分家屋評価については、6市町村間の合併による価額の差異が将来においても生じない調整措置を実施する。(家屋評価の経過措置評価制度) (2) 新市の新增築家屋評価については、新市の評価基準(再建築費評点基準表)で実施する。合併後に新市として決定する。 合併後、5年程度は旧市町村の物価水準補正率を適用するなどの調整措置を実施する。(国は物価水準補正率の見直しを示唆しており、その動向を考慮して再検討する) 再建築費評点基準表は、合併前の6市町村各々の家屋相互間の価額との均衡を考慮して家屋の価額を求めることができるものとする。	同左	1 固定資産税価格決定については、課税の公平・適正の観点から統一の考えで釧路市の制度に一本化し新市へ引き継ぐが経過措置5年程度を必要とする。 (1) 在来分家屋評価については、合併による価額の差異が将来においても生じない調整措置を実施する。(家屋評価の経過措置評価制度) (2) 新市の新增築家屋評価については、新市の評価基準(再建築費評点基準表)で実施する。合併後に新市として決定する。 合併後、5年程度は旧市町村の物価水準補正率を適用するなどの調整措置を実施する。(国は物価水準補正率の見直しを示唆しており、その動向を考慮して再検討する) 再建築費評点基準表は、合併前の各々の家屋相互間の価額との均衡を考慮して家屋の価額を求めることができるものとする。	1(1)の記述中、「6市町村間の」を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	税務	08	
	01 市町村税の状況									
	04 固定資産税制の状況	経過措置 5年程度								
	20 固定資産税価格決定									
45	06 税務	統合 (同一内容)	1 軽自動車税については、6市町村とも標準税率を適用しており、同一内容であり現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 軽自動車税については、標準税率を適用しており、同一内容であり現行のまま新市へ引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08	
	01 市町村税の状況									
	05 軽自動車税制の状況	合併時								
	01 軽自動車税									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
46	06 税務	統合 (一本化)	1 減免の取扱いについては、6市町村とも地方税法及び条例に基づき定めているが内容に一部相違があり釧路市の制度に一本化を図り新市に引き継ぐ。 2 非課税の取扱いについては、6市町村とも同一内容であるが鶴居村の「商品であって使用しない軽自動車」については、課税免除として規定する。 3 納期限及び申請書の受付時期については、6市町村で調整し統一を図り新市に引き継ぐ。	同左	1 減免の取扱いについては、地方税法及び条例に基づき定めているが内容に一部相違があり釧路市の制度に一本化を図り新市に引き継ぐ。 2 納期限及び申請書の受付時期については、統一を図り新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除 2の記述を削除し、「3」を「2」に修正 修正後の2の記述中、「6市町村で調整し」を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	税務	08		
	01 市町村税の状況	合併時		同左							
	05 軽自動車税制の状況			同左							
	02 減免、非課税法人の取扱い			同左							
47	06 税務	統合 (同一内容)	1 たばこ税については、6市町村とも同一税率を適用しており、同一内容であり現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 たばこ税については、同一税率を適用しており、同一内容であり現行のまま新市へ引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08		
	01 市町村税の状況	合併時		同左							
	06 市町村たばこ税制の状況			同左							
	01 市町村たばこ税			同左							
48	06 税務	統合 (同一内容)	1 市町村たばこ税制の減免・非課税については、6市町村とも同一内容であり現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 市町村たばこ税制の減免・非課税については、同一内容であり現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08		
	01 市町村税の状況	合併時		同左							
	06 市町村たばこ税制の状況			同左							
	02 減免、非課税法人の取扱い			同左							
49	06 税務	統合 (同一内容)	1 市町村たばこ税制の課税免除については、6市町村とも地方税法及び条例に基づき定め同一内容であり現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 市町村たばこ税制の課税免除については、地方税法及び条例に基づき定め同一内容であり現行のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08		
	01 市町村税の状況	合併時		同左							
	06 市町村たばこ税制の状況			同左							
	03 課税免除			同左							
50	06 税務	統合 (一本化)	1 入湯税は税率の違いがあるが、阿寒町の例により税率を採用する。	同左	同左			税務	08		
	01 市町村税の状況	合併時		同左							
	07 入湯税制の状況			同左							
	01 入湯税			同左							
51	06 税務	統合 (一本化)	1 鉱産税については、釧路市税率100分の1・阿寒町税率100分の0.7を適用しており、釧路市の制度に一本化し、新市へ引き継ぐ。	同左	同左			税務	08		
	01 市町村税の状況	合併時		同左							
	08 鉱産税制の状況			同左							
	01 鉱産税			同左							

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類			
	中項目			方針	調整内容					方針	調整内容	
	小項目		時期									時期
	細項目											
52	06 税務	統合 (同一内容)	1 納期前納付・納期限の設定・前納報償金制度については、6市町村とも同一内容であり現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 納期前納付・納期限の設定・前納報償金制度については、同一内容であり現行のまま新市へ引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08			
	01 市町村税の状況	合併時		同左								
	09 収納事務の状況			同左								
	01 市町村別納期前納付			同左								
53	06 税務	統合 (同一内容)	1 税収納事務事業の状況については、6市町村とも基本的に同一内容であり現行のまま新市に引き継ぐ。 2 口座振替の取扱い金融機関・口座引き落とし日については、合併後新市の契約時に調整を図ることとする。	同左	1 税収納事務事業の状況については、基本的に同一内容であり現行のまま新市に引き継ぐ。 2 口座振替の取扱い金融機関・口座引き落とし日については、合併後新市の契約時に調整を図ることとする。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24			
	01 市町村税の状況	合併時		同左								
	09 収納事務の状況			同左								
	02 税収納事務事業の状況			同左								
54	06 税務	統合 (同一内容)	1 過誤納金・還付金・還付加算金の還付及び充当については、6市町村とも地方税法に基づき取扱いを行っており同一内容であることから、現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 過誤納金・還付金・還付加算金の還付及び充当については、地方税法に基づき取扱いを行っており同一内容であることから、現行のまま新市へ引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08			
	01 市町村税の状況	合併時		同左								
	09 収納事務の状況			同左								
	03 過誤納金、還付金、還付加算金の還付及び充当			同左								
55	06 税務	その他	1 各種税証明手数料・件数データのため調整不要とする。	同左	同左			税務				
	01 市町村税の状況			同左								
	09 収納事務の状況			同左								
	04 各種証明手数料			同左								
56	06 税務	統合 (同一内容)	1 延滞金の徴収については、6市町村とも地方税法及び条例に基づき取扱いを行っており同一内容であることから現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 延滞金の徴収については、地方税法及び条例に基づき取扱いを行っており同一内容であることから現行のまま新市へ引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08			
	01 市町村税の状況	合併時		同左								
	09 収納事務の状況			同左								
	05 延滞金徴収			同左								
57	06 税務	統合 (同一内容)	1 滞納処分、差し押さえについては、6市町村とも法の規定に基づき取扱いを行っており同一内容であることから現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 滞納処分、差し押さえについては、法の規定に基づき取扱いを行っており同一内容であることから現行のまま新市へ引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08			
	01 市町村税の状況	合併時		同左								
	09 収納事務の状況			同左								
	06 滞納処分、差し押さえ			同左								

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
58	06 税務	統合 (同一内容)	方針	調整内容	同左	同左	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24	
	01 市町村税の状況										
	09 収納事務の状況										
	07 口座振替										
59	06 税務	統合 (一本化)	方針	調整内容	同左	同左	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08	
	01 市町村税の状況										
	09 収納事務の状況										
	08 督促、催促										
60	06 税務	統合 (同一内容)	方針	調整内容	同左	同左	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	08	
	01 市町村税の状況										
	09 収納事務の状況										
	09 納税の猶予										
61	06 税務	その他 経過措置 2年程度	方針	調整内容	同左	同左	1(1)の記述中、「釧路町・鶴居村は～を廃止(平成17年3月31日)」を削除 1(2)の記述中、「6市町村に」を削除 1(3)の記述中、「6市町村の」を2箇所削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	税務	18	
	01 市町村税の状況										
	09 収納事務の状況										
	10 納税組合										
62	06 税務	統合 (同一内容)	方針	調整内容	同左	同左	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24	
	01 市町村税の状況										
	09 収納事務の状況										
	11 督促状の発送										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
63	06 税務	統合 (同一内容)	1 税条例の改正については、6市町村とも同一内容であり現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 税条例の改正については、同一内容であり現行のまま新市へ引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	税務	25-24		
	01 市町村税の状況	合併時		同左							
	09 収納事務の状況										
	12 その他主要な事務事業										
64	14 環境衛生	統合 (同一内容)	1 収集体制については、その方式を現行どおり新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-05		
	01 ごみ処理の状況	合併時		同左							
	01 処理人口・収集体制等										
	02 ごみ収集人員・車両台数(委託)(一般廃棄物処理業者)										
65	14 環境衛生	統合 (同一内容)	1 収集体制については、その方式を現行どおり新市に引き継ぐ。新市における収集体制は、委託化の方向で効率的な体制を検討する。	同左	同左			環境	14		
	01 ごみ処理の状況	合併時		同左							
	01 処理人口・収集体制等										
	03 ごみ収集人員・車両台数(直営)										
66	14 環境衛生	その他	1 ごみ収集量のデータにつき調整不要とする。	同左	同左			環境			
	01 ごみ処理の状況										
	01 処理人口・収集体制等										
	05 ごみの収集量										
67	14 環境衛生	その他	1 ごみ処理量のデータにつき調整不要とする。	同左	同左			環境			
	01 ごみ処理の状況										
	01 処理人口・収集体制等										
	06 ごみの処理量										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
68	14 環境衛生	統合 (一本化)	1 中間処理施設については、白糠町のみが稼働しているが広域処理施設稼働時までごみの減量化と最終処分場の延命のため継続使用する。	同左	同左			環境	25-05		
	01 ごみ処理の状況			同左							
	02 ごみ処理施設の状況	経過措置 1年程度									
	01 中間処理施設										
69	14 環境衛生	統合 (同一内容)	1 現存する埋立最終処分施設は、建設時に高額を投じた施設であり合併予定時においても埋立残量が見込めることから現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-05		
	01 ごみ処理の状況			同左							
	02 ごみ処理施設の状況	合併時									
	02 埋立最終処分施設										
70	14 環境衛生	その他	1 資源化対象品目の収集については、現行どおり実施することとするが、品目の統一及び収集回数は合併時に向けて一本化を図る。 2 処理方式は、効率的・効果的な方法によることとし、猶予期間をもって新市において調整する。 3 リサイクルセンターは、現行のまま新市へ引き継ぐが、収集項目等の内容は新市で調整する。	同左	同左			環境	25-05		
	01 ごみ処理の状況										
	02 ごみ処理施設の状況										
	03 ごみ資源化(啓発、排出抑制)										
71	14 環境衛生	統合 (一本化)	1 釧路市だけの施設であるが、現行のまま維持し新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-05		
	01 ごみ処理の状況			同左							
	02 ごみ処理施設の状況	合併時									
	04 粗大ごみ処理センター										
72	14 環境衛生	統合 (一本化)	1 分別収集区分は、合併時までに調整する。	同左	同左			環境	25-05		
	01 ごみ処理の状況			同左							
	03 ごみ処理の状況	合併時									
	01 ごみの分別収集推進事業										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
73	14 環境衛生	統合 (同一内容)	1 不法投棄・ポイ捨て防止に係る監視体制を強化するとともに、啓発事業の実施により周知を図る。	同左	同左			環境	25-05		
	01 ごみ処理の状況	合併時		同左							
	03 ごみ処理の状況										
	02 不法投棄ごみ防止、ごみポイ捨て防止										
74	14 環境衛生	その他	1 家電リサイクル法に則した処理調整が基本となっており調整不要とする。	同左	同左			環境			
	01 ごみ処理の状況										
	03 ごみ処理の状況										
	03 家電リサイクル法の概要										
75	14 環境衛生	再編	1 事業については、その趣旨を考慮しながら再編とする。 2 啓発活動については、新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-05		
	01 ごみ処理の状況	合併時		同左							
	03 ごみ処理の状況										
	04 普及啓発										
76	14 環境衛生	統合 (一本化)	1 ごみ減量化を図るためにも本事業の推進は必要であり、コンポスト・電気式とも釧路市の補助基準に一本化を図り新市において継続実施する。	同左	同左			環境	20		
	01 ごみ処理の状況	合併時		同左							
	03 ごみ処理の状況										
	05 生ごみ処理機購入費補助事業										
77	14 環境衛生	その他	1 6市町村が合併に至るときは、廃止となる。 2 上記以外については、 (1)合併を是とした自治体は脱退し、新市として参加する。 (2)合併を否とした自治体は継続する。したがって、広域連合は維持される。	統合 (一本化)	1 4市町は合併の前日をもって当該連合から脱退し、合併の日に新市として加入する。	調整方針の「その他」を「統合(一本化)」に修正 調整時期に「合併時」を追加 調整内容の全文を修正	とも、釧路町・鶴居村離脱による	環境	17		
	01 ごみ処理の状況	合併時		合併時							
	03 ごみ処理の状況										
	06 広域連合										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
78	14 環境衛生	統合 (一本化)	1 合併後1年間、現行地域での収集・処分方法を継続し広域焼却炉稼動時に一本化を図ることとする。	同左	同左			環境	25-05		
	01 ごみ処理の状況			同左							
	04 動物死骸処理の状況	経過措置 1年程度									
	01 犬猫等死骸収集										
79	14 環境衛生	その他	1 処理業者のみの記述につき調整不要とする。	同左	同左			環境			
	01 ごみ処理の状況										
	05 産業廃棄物処理の状況										
	01 処理業者										
80	14 環境衛生	統合 (一本化)	1 釧路市の現行事業(制度)を新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-05		
	01 ごみ処理の状況			同左							
	06 その他主要な事務事業	合併時									
	01 その他主要な事務事業										
81	14 環境衛生	統合 (同一内容)	1 し尿処理の体制については、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-05		
	02 し尿処理の状況			同左							
	01 処理人口・収集体制	合併時									
	01 対象地区・収集体制・収集方法等										
82	14 環境衛生	その他	1 現在、6自治体全てが新野処理場にて、し尿・浄化槽汚泥等を一括処理しているため調整不要とする。	統合 (一本化)	1 現在、新野処理場にて、し尿・浄化槽汚泥等を一括処理しているため現行のまま新市に引き継ぐ。	調整方針の「その他」を「統合(一本化)」に修正 調整時期に「合併時」を追加 1の記述中、「6自治体全てが」を削除し、「調整不要とする」を「現行のまま新市に引き継ぐ」に修正	については、一括処理している釧路市の現行に一本化する点を明確にするため については、釧路町・鶴居村離脱による	環境	25-05		
	02 し尿処理の状況			合併時							
	02 し尿処理施設の状況										
	01 施設										

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	大項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	中項目			時期						
	小項目			時期						
細項目	時期	調整内容	方針	調整内容						
83	14 環境衛生	その他	1 [15-02-01-01]「一般廃棄物処理基本計画」に包含されるため調整不要とする。	同左	同左			環境		
	04 生活排水処理									
	01 生活排水に関する計画									
	01 生活排水処理基本計画									
84	15 環境保全	再編	1 ボイ捨て条例等を制定しているのは2自治体であるが、合併前までに新たな条例の制定を検討する。	同左	同左			環境	25-05	
	01 廃棄物対策関係条例	合併時								
	01 廃棄物処理に関する条例			同左						
	01 条例									
85	15 環境保全	再編	1 現行どおり新市へ引き継ぐが、新市においては計画期間の見直しを含め積極的な減量化・資源化に配慮した計画の調整・再編を図る。	同左	同左			環境	25-05	
	02 廃棄物対策条例と基本計画	経過措置 3年程度								
	01 廃棄物処理に関する基本計画			同左						
	01 一般廃棄物処理基本計画									
86	15 環境保全	統合 (一本化)	1 合併時までに、釧路市の条例を基本に一本化を図る。	同左	同左			環境	25-05	
	02 廃棄物対策条例と基本計画	合併時								
	01 廃棄物処理に関する条例			同左						
	02 廃棄物の減量及び処理に関する条例									
87	15 環境保全	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を基に審議会を存続させ、委員構成等は各地域の住民意見が反映されるよう合併時に調整する。	同左	同左			環境	16	
	03 環境基本計画について	合併時								
	01 環境に関する審議会・関連団体の状況			同左						
	01 附属機関									

通番	大項目			6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目			方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目											時期	時期
	細項目												
88	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 環境保全普及啓発活動は、それぞれの自治体を実施してきた事業を現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左				環境	25-06			
	03 環境基本計画について	合併時		同左									
	02 環境保全施策の取組み状況												
	01 普及啓発												
89	15 環境保全	統合 (一本化)	1 釧路市が実施しているグリーン購入制度は、基本となる部分が国と同一であるので釧路市の制度を新市に引き継ぐ。	同左	同左				環境	25-06			
	03 環境基本計画について	合併時		同左									
	02 環境保全施策の取組み状況												
	02 行政内部での率先実行												
90	15 環境保全	統合 (一本化)	1 公害防止条例に規定する施設等の設置・改善に充てる融資制度があるのは釧路市だけであるので、釧路市の制度に一本化し新市へ引き継ぐ。	同左	同左				環境	20			
	03 環境基本計画について	合併時		同左									
	02 環境保全施策の取組み状況												
	03 資金助成制度												
91	15 環境保全	統合 (一本化)	1 釧路市のみが「地球温暖化防止に向けた普及啓発」を実施していることから釧路市の事業を新市に引き継ぐ。	同左	同左				環境	25-06			
	03 環境基本計画について	合併時		同左									
	03 その他主要な事務事業												
	01 その他主要な事務事業												
92	15 環境保全	統合 (一本化)	1 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき行われている事業であるため、6自治体ともに差異はなく統合一本化するが、手数料額に差異があるため新市において手数料の統一(3,400円に)を図る。	同左	1 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき行われている事業であるため、差異はなく統合一本化する。	1の記述中、「6自治体ともに」を削除し、「が、手数料額に差異があるため新市において手数料の統一(3,400円に)を図る。」を削除	釧路町・鶴居村離脱による(手数料については、釧路町のみ「1,100円」であり、4市町とも同額となる)	環境	25-06				
	04 自然保護の状況	合併時		同左									
	01 自然保護の状況												
	01 野生動物の保護												

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
93	15 環境保全	統合 (一本化)	合併時	1 現在組織されている団体(釧路湿原国立公園連絡協議会・釧路湿原を美しくする会)は標茶町を除き新市となるため、新市において負担金調整を行う。 2 新市においても民間自然環境保全活動との連携に努める。なお、それぞれの自治体が行ってきた民間自然環境保全団体への支援については、合併時現行のまま引き継ぐ。	同左	同左	1の記述中、「標茶町を除き新市となるため、新市において負担金調整を行う」を「釧路市・鶴居村・釧路町・標茶町であり、合併後は新市として引き続き加入する」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	環境	18	
	04 自然保護の状況										
	02 自然環境保全団体等の状況について										
	01 団体										
94	15 環境保全	その他		1 各自治体に存在する国(道)立公園の面積の記述のみであり、合併時にはそのまま引き継がれることから調整不要とする。	同左	同左			環境		
	04 自然保護の状況										
	03 国立公園の状況										
	01 国(道)立公園の自然保護										
95	15 環境保全	統合 (一本化)	合併時	1 国際ウエットランドセンターの構成市町村は、釧路市・釧路町・標茶町・鶴居村・厚岸町・浜中町であり合併後は新市において負担金調整を行う。	同左	同左	1の記述中、「新市において負担金調整を行う」を「新市として引き続き加入する」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	環境	18	
	04 自然保護の状況										
	04 国際ウエットランドセンターの状況										
	01 国際ウエットランドセンター										
96	15 環境保全	その他		1 自然環境保全施設所在のみの記述であり、合併後新市へ引き継がれるものであるため調整不要とする。	同左	同左			環境		
	04 自然保護の状況										
	05 自然環境保全施設の状況について										
	01 国、道、市町村別施設一覧										
97	15 環境保全	その他		1 ラムサール条約指定地域内の湿地登録面積のみの記述であり調整不要とする。	同左	同左			環境		
	04 自然保護の状況										
	06 ラムサール条約の状況										
	01 ラムサール条約指定地区										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
98	15 環境保全	その他	1 民間団体での構成であり調整不要とする。	同左	同左			環境		
	04 自然保護の状況									
	07 その他自然保護活動の状況									
	01 その他自然保護活動									
99	15 環境保全	統合 (一本化)	1 釧路市が実施の事業を現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-06	
	04 自然保護の状況									
	08 その他主要な事務事業	合併時			同左					
	01 その他主要な事務事業									
100	15 環境保全	統合 (一本化)	1 釧路市の公害防止条例をそのまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-06	
	05 公害防止の状況									
	01 条例の有無・その概要	合併時			同左					
	01 条例									
101	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 現在指定されている地域は現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-06	
	05 公害防止の状況									
	02 規制等の状況	合併時			同左					
	01 地域指定状況									
102	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 協定を締結しているものは、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-06	
	05 公害防止の状況									
	02 規制等の状況	合併時			同左					
	02 協定等の状況									
103	15 環境保全	統合 (一本化)	1 公害防止条例に規定する施設等の設置・改善に充てる融資制度があるのは釧路市だけであるので、釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	20	
	05 公害防止の状況									
	02 規制等の状況	合併時			同左					
	03 資金助成制度									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
104	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 随時調査は、被害状況・発生源の特定、更に苦情解決のための必要な調査であり、新市において継続して実施する。	統合 (一本化)	同左	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正	複数の制度を現行のまま引き継ぐ「統合(同一内容)」とする記述ではなく、新市で一本化する点を明確にするため	環境	25-06		
	05 公害防止の状況										
	03 事業の状況	合併時		同左							
	02 随時調査										
105	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 合併後、区域が広範囲となることから迅速かつ的確な処理体制を新市で調整する。	統合 (一本化)	同左	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正	複数の制度を現行のまま引き継ぐ「統合(同一内容)」とする記述ではなく、新市で一本化する点を明確にするため	環境	25-06		
	05 公害防止の状況										
	03 事業の状況	合併時		同左							
	03 苦情処理										
106	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 合併後、各地域に存在する施設は利用することとなることから現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-06		
	06 斎場・火葬場の状況										
	01 管理運営等	合併時		同左							
	01 施設・利用										
107	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 公営墓地については、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-06		
	07 墓地・納骨堂の状況										
	01 管理運営等	合併時		同左							
	01 公営墓地の箇所										
108	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 開設年次等の違いから各墓地の環境整備に差があり、現行の地区別使用料を新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	19		
	07 墓地・納骨堂の状況										
	01 管理運営等	合併時		同左							
	02 公営墓地の使用料										
109	15 環境保全	統合 (一本化)	1 新市において、制度の一本化と担当窓口の統一を図り適正管理に努める。	同左	同左			環境	25-06		
	08 生活環境防疫										
	01 地域生活環境保全	合併時		同左							
	01 空き地の適正管理										

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	大項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容				
	中項目			時期					
	小項目								
細項目									
110	15 環境保全	統合 (一本化)	1 直営及び委託業者を活用しながら新市で継続実施する。 2 民有地での駆除も行政対応で一本化する。	同左	同左			環境	25-06
	08 生活環境防疫			合併時					
	02 駆除関係の状況								
	01 はち・カラス等の駆除								
111	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 狂犬病予防法に基づき実施されている事項であり、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 飼い主のみへの奨励助成金である不妊手術助成は、一定の役割を果たしたものであり合併時に廃止の方向で調整する。	同左	同左			環境	25-06
	09 防疫・駆除の状況			合併時					
	01 畜犬登録等の状況								
	01 狂犬病予防事業								
112	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 畜犬登録事務は、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 飼い主のみへの奨励助成金である不妊手術助成は、一定の役割を果たしたものであり合併時に廃止の方向で調整する。	同左	1 畜犬登録事務は、現行のまま新市に引き継ぐ。	2の記述を削除	「不妊手術助成」は、釧路町のみのものであるため	環境	25-06
	09 防疫・駆除の状況			合併時					
	01 畜犬登録等の状況								
	02 畜犬登録								
113	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-06
	09 防疫・駆除の状況			合併時					
	01 畜犬登録等の状況								
	03 野犬掃討・畜犬取締り								
114	15 環境保全	その他	1 駆除実績数の記述につき調整不要とする。 なお、エキノコックス症の原因であるキツネの駆除対策については、「北海道エキノコックス症対策実施要領」により各市町村で実施している。	同左	1 駆除実績数の記述につき調整不要とする。なお、エキノコックス症の原因であるキツネの駆除対策については、「北海道エキノコックス症対策実施要領」により各市町で実施している。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	環境	
	09 防疫・駆除の状況								
	02 他の駆除関係の状況								
	01 エキノコックス症媒介動物の駆除								

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針	調整内容					
	小項目			時期						
	細項目									
115	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-06	
	11 その他の状況			合併時	同左					
	01 公衆衛生の状況									
	01 公衆便所									
116	18 保険・年金	その他	1 統計的データのため調整不要とする。	同左	同左			住民		
	01 国民健康保険の状況									
	02 被保険世帯・加入率等									
	01 被保険世帯・加入率等の推移									
117	18 保険・年金	その他	1 統計的データのため調整不要とする。	同左	同左			住民		
	01 国民健康保険の状況									
	03 賦課									
	02 年度別賦課状況									
118	18 保険・年金	その他	1 統計的データのため調整不要とする。	同左	同左			住民		
	01 国民健康保険の状況									
	03 賦課									
	03 年度別保険料(税)算定額内訳									
119	18 保険・年金	その他	1 統計的データのため調整不要とする。	同左	同左			住民		
	01 国民健康保険の状況									
	03 賦課									
	04 1世帯・1人当たり保険料(税)									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
120	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 嘱託職員を含めた徴収体制は、合併時までに検討する。	同左	同左			住民	23-01		
	01 国民健康保険の状況			合併時	同左						
	04 徴収										
	01 保険料(税)の収納状況										
121	18 保険・年金	その他	1 税務部会の【06-01-09-10】「納税組合」・【06-01-09-07】「口座振替」と同一であるため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	01 国民健康保険の状況										
	04 徴収										
	02 納入組合・口座振替等の状況										
122	18 保険・年金	その他	1 統計的データのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	01 国民健康保険の状況										
	05 給付										
	01 年度別療養諸費の推移										
123	18 保険・年金	その他	1 統計的データのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	01 国民健康保険の状況										
	05 給付										
	02 1人当たりの費用額・保険料(税)										
124	18 保険・年金	統合 (同一内容)	1 貸付制度の斡旋については、合併時に現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民	23-01		
	01 国民健康保険の状況			合併時	同左						
	05 給付										
	04 高額医療費貸付										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類				
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容								
	小項目										時期			
	細項目													
125	18 保険・年金	01 国民健康保険の状況	統合 (一本化)	1 6市町村すべてで老人保健法に基づく基本健康診査やがん検診に対する助成事業を一般会計で実施しているが、国民健康保険法で保険者の責務として被保険者の健康保持増進のための保健事業を効果的に実施することが求められていることから、現在、国民健康保険特別会計で実施している釧路市の「脳ドック」、釧路市、阿寒町の「人間ドック」健康診査助成事業を新市に引き継ぐ。	同左	1 老人保健法に基づく基本健康診査やがん検診に対する助成事業を一般会計で実施しているが、国民健康保険法で保険者の責務として被保険者の健康保持増進のための保健事業を効果的に実施することが求められていることから、現在、国民健康保険特別会計で実施している釧路市の「脳ドック」及び「歯科ドック」、釧路市、阿寒町の「人間ドック」健康診査助成事業を新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村すべてで」を削除	については、釧路町・鶴居村離脱による	住民	23-01				
	06 保健事業	合併時									同左	同左	1の記述中、「脳ドック」の次に「及び「歯科ドック」」を加える。	については、平成16年度から釧路市で「歯科ドック」を実施しているため
	01 健康診査助成事業													
126	18 保険・年金	01 国民健康保険の状況	統合 (一本化)	1 基本的にそのまま新市に引き継ぐものであるが、保険料率の不均一課税による段階的引き上げをする期間の不足財源に充てることなどを考慮し新市において調整する。	同左	同左			住民	05				
	06 保健事業	合併時												
	02 国保財政調整基金													
127	18 保険・年金	01 国民健康保険の状況	統合 (一本化)	1 適正受診のための啓発指導は、6市町村とも類似した内容であり合併時に一本化して国保事業の安定運営を図ることとする。	同左	1 適正受診のための啓発指導は、類似した内容であり合併時に一本化して国保事業の安定運営を図ることとする。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	住民	23-01				
	06 保健事業	合併時												
	04 適正受診のための啓発指導													
128	18 保険・年金	01 国民健康保険の状況	統合 (一本化)	1 健康づくり推進事業は、6市町村とも類似した内容であり、合併時に一本化して国保事業の安定運営を図ることとする。 国が国民運動計画として示している「健康日本21」については、健康福祉小委員会における「健康教育」、「健康相談」、「訪問指導」にて調整する	同左	1 健康づくり推進事業は、類似した内容であり、合併時に一本化して国保事業の安定運営を図ることとする。 国が国民運動計画として示している「健康日本21」については、健康福祉小委員会における「健康教育」、「健康相談」、「訪問指導」にて調整する。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	住民	23-01				
	06 保健事業	合併時												
	05 国民健康保険事業健康づくり推進													
129	18 保険・年金	01 国民健康保険の状況	その他	1 健康福祉部会所管となっている【19-03-03-13】「健康管理システム」と連動するため調整不要とする。	同左	同左			住民					
	06 保健事業													
	07 総合福祉システム開発													

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
130	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 その他の保険事業については、6市町村とも類似した内容であり合併時に一本化して国保事業の安定運営を図ることとする。	同左	1 その他の保険事業については、類似した内容であり合併時に一本化して国保事業の安定運営を図ることとする。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路市・鶴居村離脱による	住民	23-01		
	01 国民健康保険の状況	合併時		同左							
	06 保健事業			同左							
	08 その他保健事業			同左							
131	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 新市においても安定化計画の指定が見込まれることから、釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民	23-01		
	01 国民健康保険の状況	合併時		同左							
	07 医療費適正化特別対策事業			同左							
	01 医療費適正化特別対策			同左							
132	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。 【構成】 ・被保険者を代表する委員 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 ・公益を代表する委員 ・被用者保険等保険者を代表する委員 上記が委員構成メンバーとなる。	同左	同左			住民	16		
	01 国民健康保険の状況	合併時		同左							
	08 運営協議会			同左							
	01 国民健康保険運営協議会			同左							
133	18 保険・年金	その他	1 統計的データのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	02 老人保健の状況			同左							
	01 老人医療			同左							
	01 老人医療費給付事業			同左							
134	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 基本的に統合・一本化(合併時)とする。 65歳～69歳の医療費助成は、地域の特殊性に配慮しながら、新市において段階的に北海道老人医療給付特別対策事業(道老)の基準により調整する。	同左	1 65歳～69歳の医療費助成は、北海道老人医療給付特別対策事業(道老)の基準により統合する。	1の記述を修正	市町村独自の65歳～69歳の医療費助成が、鶴居村離脱、阿寒町(H16年度)・白糠町(H16年度廃止予定)の廃止により皆無となるため	住民	25-10		
	02 老人保健の状況	合併時		同左							
	01 老人医療			同左							
	02 老人医療費助成事業			同左							

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
135	18 保険・年金	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民	25-10		
	02 老人保健の状況			合併時	同左						
	01 老人医療										
	04 老人医療費負担金										
136	18 保険・年金	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民	25-10		
	02 老人保健の状況			合併時	同左						
	01 老人医療										
	05 老人保健事務(医療) 資格・異動関係事務										
137	18 保険・年金	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民	25-10		
	02 老人保健の状況			合併時	同左						
	01 老人医療										
	06 老人保健事務(医療) 給付関係事務										
138	18 保険・年金	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民	25-10		
	02 老人保健の状況			合併時	同左						
	01 老人医療										
	07 老人保健事務(医療) 交付金・負担金等申請事 務										
139	18 保険・年金	その他	1 統計的データのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	03 国民年金の状況			同左							
	01 国民年金加入者										
	01 国民年金加入状況										
140	18 保険・年金	その他	1 統計的データのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	03 国民年金の状況			同左							
	02 国民年金受給者										
	01 国民年金受給状況										

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	大項目									
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目	時期		時期						
細項目										
141	18 保険・年金	その他	1 統計的データのため調整不要とする。	同左	同左			住民		
	03 国民年金の状況									
	03 国民年金保険料免除									
	01 保険料免除									
142	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 国民年金の啓発相談については、釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民	25-24	
	03 国民年金の状況									
	04 啓発相談事務	合併時			同左					
	01 啓発相談									
143	21 住民活動	統合 (一本化)	1 住民相談については、釧路市の市民相談員制度を引き継ぐこととするが、新市においては住民からの相談の対応について総合的に検討することとする。	同左	同左			住民	25-24	
	02 住民相談の状況									
	02 住民関係の相談	合併時			同左					
	01 住民相談の状況									
144	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 各担当所管の相談を除く住民の苦情処理及び相談の専門セクションは、新市においても配置しその処理対応にあたる。	同左	同左			住民	25-02	
	02 住民相談の状況									
	03 苦情関係の状況	合併時			同左					
	01 苦情処理									
145	21 住民活動	統合 (一本化)	1 新市の本庁における庁内案内は、釧路市の体制同様の専任職員を配置し来庁者の対応にあたる。	同左	同左			住民	25-02	
	02 住民相談の状況									
	04 庁内案内の状況	合併時			同左					
	01 庁内案内の状況									
146	21 住民活動	その他	1 【03-04-01-02】「支所・出張所」調整方針で、合併前の支所・出張所は、現行のまま新市に引き継ぐ。支所の機能(事務分掌)は釧路市の例による。との方向性が示されたため調整不要とする。	同左	同左			住民		
	03 住民窓口の状況									
	01 住民窓口									
	01 支所等での取扱い、本庁との連絡									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
147	21 住民活動	その他	1 現行の機器台数のデータのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	03 住民窓口の状況										
	01 住民窓口										
	02 使用機器の機種、保有台数等										
148	21 住民活動	その他	1 戸籍関係の証明・交付手数料は、統合・一本化(合併時)とする。6市町村同額のため、現行制度で新市に引き継ぐ。 2 住民票、印鑑登録などの証明・交付手数料は、再編(合併時)とする。有料・無料あるいは価格に格差があるものもあるが、受益者負担の公平の原則を基本に有料とし、新市において手数料の額を統一する。	同左	1 戸籍関係の証明・交付手数料は、統合・一本化(合併時)とする。4市町同額のため、現行制度で新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村」を「4市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	住民	19		
	03 住民窓口の状況	合併時		同左	2 住民票、印鑑登録などの証明・交付手数料は、再編(合併時)とする。有料・無料あるいは価格に格差があるものもあるが、受益者負担の公平の原則を基本に有料とし、新市において手数料の額を統一する。						
	01 住民窓口										
	03 手数料の状況										
149	21 住民活動	その他	1 統計的データのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	03 住民窓口の状況										
	01 住民窓口										
	04 本庁、支所(出張所)別人口										
150	21 住民活動	統合(一本化)	1 住民基本台帳ネットワークシステムによるICカードのメモリ空き領域を利用した独自のサービス項目(例:証明書自動発行カード、施設予約カード等)の検討のため、新市において釧路市に準じた検討委員会を設置する。	同左	同左			住民	25-24		
	03 住民窓口の状況	合併時		同左							
	01 住民窓口										
	05 住民基本台帳ネットワークの状況										
151	21 住民活動	その他	1 統計的なデータのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	03 住民窓口の状況										
	02 戸籍										
	01 本籍人口・本籍数										
152	21 住民活動	その他	1 統計的なデータのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	03 住民窓口の状況										
	02 戸籍										
	03 謄抄本等交付件数										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
153	21 住民活動	その他	1 統計的なデータのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	03 住民窓口の状況										
	02 戸籍										
	04 戸籍謄抄本等の郵送 交付事務										
154	21 住民活動	その他	1 統計的なデータのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	03 住民窓口の状況										
	02 戸籍										
	05 戸籍届出受付件数										
155	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 6市町村すべて協議会に加入しており、活動内容が戸籍事務に 関する職員間の情報交換、研修が主となっている組織であるが、合併時 には脱退をし、新市として加入することとなる。	同左	1 すべて協議会に加入しており、活動内容が戸籍事務に関する職 員間の情報交換、研修が主となっている組織であるが、合併時には脱 退をし、新市として加入することとなる。	1の記述中、「6市町 村」を削除	とも、釧路町・鶴居 村離脱による	住民	18		
	03 住民窓口の状況	合併時	2 合併を是としない自治体はそのまま残ることとなる。	同左		2の記述を削除					
	02 戸籍										
	06 戸籍事務協議会										
156	21 住民活動	その他	1 統計的なデータのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	03 住民窓口の状況										
	03 住民基本台帳										
	01 人口・世帯数										
157	21 住民活動	その他	1 統計的なデータのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	03 住民窓口の状況										
	03 住民基本台帳										
	02 住民票の写し等の交 付件数										
158	21 住民活動	その他	1 統計的なデータのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	03 住民窓口の状況										
	03 住民基本台帳										
	03 住民票の写し等の郵 送交付事務										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
159	21 住民活動	統合 (一本化)	1 新市において、釧路市同様に本庁のみ土曜日開庁し、戸籍謄抄本・住民票・印鑑登録証明書などの交付、戸籍事務の受け付けを行なう。勤務時間終了後及び土日・祝祭日における住民票の交付事務は、釧路町・白糠町同様に電話あるいはファクシミリでの予約により受け付けし交付する。	同左	1 新市において、釧路市同様に本庁のみ土曜日開庁し、戸籍謄抄本・住民票・印鑑登録証明書などの交付、戸籍事務の受け付けを行なう。勤務時間終了後及び土日・祝祭日における住民票の交付事務は、白糠町同様に電話あるいはファクシミリでの予約により受け付けし交付する。	1の記述中、「釧路町・」を削除	釧路町離脱による	住民	25-24	
	03 住民窓口の状況	合併時		同左						
	03 住民基本台帳									
	04 住民票の写し等の夜間等交付事務									
160	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 臨時運行の許可は、6自治体にて同一の業務内容であり、新市に引き継ぐ。	同左	1 臨時運行の許可は、同一の業務内容であり、新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6自治体にて」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	住民	25-24	
	03 住民窓口の状況	合併時		同左						
	03 住民基本台帳									
	05 道路運送車両臨時運行許可									
161	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 定期検査(住民基本台帳法第34条第1項)及び随時調査(法第34条第2項)の実施方法は、新市で調整する。	同左	同左			住民	25-24	
	03 住民窓口の状況	合併時		同左						
	03 住民基本台帳									
	06 住民実態調査									
162	21 住民活動	その他	1 統計的なデータのため調整不要とする。	同左	同左			住民		
	03 住民窓口の状況									
	04 印鑑登録									
	01 登録数									
163	21 住民活動	その他	1 統計的なデータのため調整不要とする。	同左	同左			住民		
	03 住民窓口の状況									
	05 外国人登録									
	01 国籍別一覧									

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議			変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期	時期				
	細項目										
164	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 登録受付事務は6市町村にて同一の業務内容であり、新市に引き継ぐ。	同左	1 登録受付事務は同一の業務内容であり、新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6市町村にて」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	住民	25-24		
	03 住民窓口の状況			同左							
	05 外国人登録	合併時									
	02 外国人登録受付事務										
165	21 住民活動	その他	1 統計的なデータのため調整不要とする。	同左	同左			住民			
	03 住民窓口の状況										
	05 外国人登録										
	03 外国人登録記載事項 証明発行件数										
166	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 6市町村すべてが、合併時には脱退し新市として加入する。	同左	1 合併時には脱退し新市として加入する。	1の記述中、「6市町村すべてが、」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	住民	18		
	03 住民窓口の状況			同左							
	05 外国人登録	合併時									
	04 外国人登録事務協議会										
167	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 その他の住民窓口に係る主要な事務事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民	25-24		
	03 住民窓口の状況			同左							
	06 その他主要な事務事業	合併時									
	01 その他主要な事務事業										
168	21 住民活動	再編 合併時	1 6市町村とも類似的な活動を行っており、効率的・効果的な交通安全運動の展開をするうえでは合併時に統合すべきと考えるが、補助金制度は統合調整の推移を見て再編するものとする。	同左	1 類似的な活動を行っており、効率的・効果的な交通安全運動の展開をするうえでは合併時に統合すべきと考えるが、補助金制度は統合調整の推移を見て再編するものとする。	1の記述中、「6市町村とも」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	住民	25-04		
	04 交通安全対策の状況			同左							
	01 交通安全推進団体の育成										
	01 補助金										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
169	21 住民活動	統合 (一本化)	1 白糠町の制度を基準に合併時までに調整する。 < 保険料助成の場合の影響額試算 > ・白糠町制度の場合 (幼稚園児数3,366人 + 保育園児数2,336人 + 新入学児童数2,097人) × 1口360円 = 2,807,640円	同左	1 白糠町の制度を基準に合併時までに調整する。 < 保険料助成の場合の影響額試算 > ・白糠町制度の場合 (幼稚園児数2,980人 + 保育園児数2,012人 + 新入学児童数1,808人) × 1口360円 = 2,448,000円	< 保険料助成の場合の影響額試算 > の記述を修正	釧路町・鶴居村離脱による	住民	25-04		
	04 交通安全対策の状況	合併時		同左							
	03 交通災害共済制度			同左							
	01 交通災害共済制度			同左							
170	21 住民活動	統合 (一本化)	1 交通安全対策会議の概要及び交通安全総合対策本部の概要は、釧路市の概要により新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民	25-04		
	04 交通安全対策の状況	合併時		同左							
	04 交通安全教育の推進状況			同左							
	01 対策会議			同左							
171	21 住民活動	統合 (一本化)	1 交通安全教育を進めるために、新市においては釧路市の制度を引き継ぐものとする。	同左	同左			住民	25-04		
	04 交通安全対策の状況	合併時		同左							
	04 交通安全教育の推進状況			同左							
	02 安全教育			同左							
172	21 住民活動	再編	1 補助金制度は、当面、現行制度を存続させ、新市において地域差を考慮に入れながら補助制度を再編するものとする。 2 町内会組織と行政との連携のあり方等について、地域の実情を踏まえ、新市において検討する。	同左	同左			住民	20		
	05 コミュニティ活動の状況	経過措置 3年程度		同左							
	01 町内会(自治会)組織、活動補助金			同左							
	01 補助金			同左							
173	21 住民活動	再編	1 設置、維持補助基準に差異があり、また都市部と山間部との地域的環境の違いもある。当面は、現行制度を地域ごとに存続させ、新市において地域格差を考慮に入れた補助要綱を作成するものとする。	同左	同左			住民	20		
	05 コミュニティ活動の状況	経過措置 3年程度		同左							
	02 町内会(自治会)防犯灯補助の状況			同左							
	01 街路灯(防犯灯)の設置補助・維持補助の状況			同左							

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
174	21 住民活動	統合 (一本化)	合併時	1 建設に対する補助、運営等に対する補助は、釧路市の基準により新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民	20	
	05 コミュニティ活動の状況				同左						
	03 コミュニティ活動										
	01 コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設の設置状況・運営補助制度の状況										
175	21 住民活動	調整猶予	調整猶予	1 施設の設置経緯、管理運営形態等、各市町村の実情が異なり、維持管理等を合併時に統一することは難しいと思われることから、当面、地域ごとの現有施設の管理運営形態は維持する。 但し、コミュニティセンター・地区会館(自治体所有施設)においては、使用料を徴収しており、同一形態の会館においては、使用料の統一化に向けて検討する。	同左	1 施設の設置経緯、管理運営形態等、各市町村の実情が異なり、維持管理等を合併時に統一することは難しいと思われることから、当面、地域ごとの現有施設の管理運営形態は維持する。 但し、コミュニティセンター・地区会館(自治体所有施設)においては、使用料を徴収しており、同一形態の会館においては、使用料の統一化に向けて検討する。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	住民	19	
	05 コミュニティ活動の状況										
	03 コミュニティ活動										
	02 コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設の運営形態の状況										
176	21 住民活動	再編	合併時	1 釧路地方防犯協会連絡協議会は、当該6市町村だけで構成している任意団体で合併時には解散し新たな組織として再生されることになるものである。補助金制度は、その組織化の動向をみて再編する。	同左	1 釧路地方防犯協会連絡協議会は、4市町と釧路町・鶴居村で構成している任意団体で合併時には新市として参加する。補助金制度は、その組織化の動向をみて再編する。	1の記述中、「当該6市町村だけ」を「4市町と釧路町・鶴居村」に修正	とも、釧路町・鶴居村離脱による	住民	20	
	05 コミュニティ活動の状況										
	04 防犯組織活動の補助金					同じく「解散し新たな組織として再生されることになるものである。」を「新市として参加する。」に修正					
	01 補助金										
177	21 住民活動	統合 (一本化)	合併時	1 宣言については、6市町村すべて核兵器廃絶及び平和を求める宣言をしているが、平和を希求する心は皆等しいものでありその精神のもと、新市において宣言内容を一本化する。 2 平和事業については、釧路市・釧路町において事業が行なわれており、次世代を担う子供たちに対する平和事業は必要であり、新市においてもそれぞれの事業を調整のうえ引き継ぐ。	同左	1 宣言については、各市町で核兵器廃絶及び平和を求める宣言をしているが、平和を希求する心は皆等しいものでありその精神のもと、新市において宣言内容を一本化する。	1の記述中、「6市町村すべて」を「各市町」に修正	とも、釧路町・鶴居村離脱による	住民	25-04	
	05 コミュニティ活動の状況					同左	2 平和事業については、釧路市において事業が行なわれており、次世代を担う子供たちに対する平和事業は必要であり、新市においてもそれぞれの事業を引き継ぐ。	2の記述中、「・釧路町」及び「調整のうえ」を削除			
	05 その他主要な事務事業										
	01 その他主要な事務事業										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
178	21 住民活動	統合 (一本化)	1 釧路市の制度を、新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民	25-04		
	07 地縁認可団体の状況	合併時		同左							
	01 地縁認可団体の状況										
	01 地縁認可団体										
179	21 住民活動	統合 (一本化)	1 NPO活動支援事業については、釧路市における市民活動支援事業を新市に引き継ぐ。	同左	同左			住民	25-04		
	10 住民活動支援事業の状況	合併時		同左							
	01 NPO法人等の活動状況										
	01 団体数:活動目的について										
180	21 住民活動	統合 (一本化)	1 北方領土返還運動については、統一した運動が必要であり、新市において、事業を一本化とする。	同左	同左			住民	25-04		
	11 北方領土返還運動の状況	合併時		同左							
	01 北方領土返還運動の取り組み										
	01 北方領土返還運動事業										
181	25 行政委員会	統合 (一本化)	1 「委員会の目的」 固定資産税の課税標準である価格は、固定資産評価基準に基づき評価されることとされているが、この評価は技術性・専門性が高いという側面を有している。そのため、固定資産税の運営のより一層の適正・公平を期し、納税者の不服について市町村長において処理することとせず、各市町村に中立的・専門的な第三者機関として固定資産評価審査委員会が設置されている。 2 「委員数・任期」 6市町村とも委員数3人・任期3年	同左	1 委員の数・構成は、合併後新市において地方税法第423条第11項をもつて調整し選任する。(各市町から1名と学識経験者2名で構成が理想) 2 任期は3年	全文修正	現行の委員数(各自治体3人)や参考とした「委員会の目的」を誤って記述していたため、小委員会にて承認された委員数に修正するとともに調整内容を精査した	税務	15		
	05 固定資産評価審査委員会	合併時		同左							
	01 委員の構成・任期										
	01 組織										
182	25 行政委員会	統合 (一本化)	1 固定資産評価審査委員会の報酬については、釧路市の制度に統合・一本化(合併時)とする。	同左	同左			税務	15		
	05 固定資産評価審査委員会	合併時		同左							
	02 報酬										
	01 報酬										